

。不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（規則九 二）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第三十五条第二項第一号中「提出されなかつた」を「提出されなかつた」に改める。

第四十三条第二項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

第四十六条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第六十二条第三項中「記名押印した」を「記名した」に改め、同条第四項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。